

## 申請に対する処分個別票

|                      |   |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 環境局環境施策部環境施策課(06-6630-3491)   |
| 処分課（担当）名             | 同上  |
| 処分の名称                | 体験の機会の場の認定  |
| 概要                   | 土地又は建物の所有者等が、自然体験活動その他の体験活動の場として当該土地等を提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に市長の認定を受けることができます。   |
| 根拠法令等<br>及び条項        | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第1項<br>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第9条第1項<br>大阪市環境教育における体験の機会の場の認定に関する事務の取扱い要領第3条<br>( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000196615.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000196615.html</a> )  |
| 審査基準                 | 1 認定基準<br>次のすべての基準に適合していることが必要です。<br><br>(法第20条1項抜粋)<br>1 基本方針に照らして適切なものであること<br>2 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること<br>3 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること<br>4 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること<br><br>(主務省令第8条抜粋)<br>1 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと<br>2 適切な計画が定められていること<br>3 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること<br>4 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと<br>5 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものではないこと<br>6 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に3年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること<br>7 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること |
| 標準処理期間               | 60日間  |
| 経由日数                 | なし  |
| 提出先                  | 環境局環境施策部環境施策課   |
| 提出時期                 | 随時  |
| 提出方法                 | 体験の機会の場の認定申請書（省令様式第7）を作成し、大阪市環境教育における体験の機会の場の認定に関する事務の取扱い要領別表1に掲げる書類を添付のうえ、環境局環境施策部環境施策課に提出してください。  |
| 手数料                  | 無料  |
| 相談窓口                 | 環境局環境施策部環境施策課   |
| ホームページ               | <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000186604.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000186604.html</a><br>( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000186604.html">環境教育等に係る体験の機会の場の認定について</a> )  |
| 備考                   |   |